疑義照会簡素化における合意書

公立藤岡総合病院と（保険薬局名） 　　　　　　　　　　　　は、

院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意しました。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように十分説明の上、同意を得てから行うものとします。

　　　　　　　　　　　　　　　　記

1，院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

「疑義照会簡素化プロトコール」（別紙）に挙げる疑義照会不要例①〜⑦については、包括的に薬剤師法第23 条第2項に規定する医師の同意がなされたものとして、処方医への同意の確認を不要とします。

（参考：薬剤師法第23条）

〇薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

〇薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

2，20　 　年 　　月　　 日から運用を開始します。

3，合意の解除及び内容の変更について、必要時に協議を行います。

（施設住所・名称・代表者）

20　 年 　　月 　　日

住所 ： 〒375-8503 群馬県藤岡市中栗須813番1

名称 ： 公立藤岡総合病院

代表者 ： 病院長　設楽　芳範　 印

20　　 年 　　月 　　日

住所 ：

名称 ：

代表者 ：　　　　　　　　　　　　 　印